

平成31年3月29日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受け、平成31年4月1日より施行します。

【変更の概要】

多数支払いにおける割引として、複数支払いに対する負担軽減等を目的とした「事業所割引」^{*1}「家族割引」と、受信料の収納コストの還元等を目的とした「多数一括割引」^{*2}の併用を可能とします。また、「多数一括割引」における割引額について、衛星契約数が10件以上の場合は、一律300円に拡大します。

^{*1}事業所割引：同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な受信契約を締結し、一括して受信料をお支払いいただく場合に2契約目以降半額となる。

^{*2}多数一括割引：衛星契約等を10件以上とりまとめて、ひとつの受信契約として同じ時期・同じ支払方法（「クレジットカード等継続払」を除く）で支払う場合に割引となる。

割引の適用例等、詳細については、ホームページ等を通じて周知をしていきます。